

清須市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成25年12月6日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 村 瀬 勝 哉

定期監査の結果について

第1 監査の対象及び実施期間

監査の対象 企画部人事秘書課、総務部防災行政課

対象期間 平成25年4月1日から平成25年8月31日までの所管事務

実施期間 平成25年10月1日から平成25年11月11日まで

第2 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内容及び監査の結果及び意見について主なものは、次のとおりである。

1 企画部人事秘書課所管

主な所管の事務は、秘書、栄典、表彰、市広報、市政の啓発・宣伝、ホームページ運用、職員の服務、採用、人事、給与、派遣及び研修に関する事務である。

人材派遣職員委託業務、職員健康診断業務、広報紙印刷等業務、ホームページリニューアル業務及びその他契約文書について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

特に記すべき事項はない。

2 総務部防災行政課所管

主な所管の事務は、地域防災計画、災害対策、消防団、交通安全、防犯の啓発及び推進、公告式、議案の調整、例規・文書、情報公開及び地域自治振興、選挙に関する事務である。

例規集追録作成業務、駐輪場施設管理業務、参議院議員通常選挙ポスター掲示板設置及び撤去業務、新川ふれあい防災センター下水道整備工事、ベルトパテーションスタンド備品購入及び消防ポンプ自動車CD-1備品購入その他の契約文書について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

自治総合センター助成金、自治活動補助金、地区集会所整備費補助金、西春日井広域事務組合負担金等も予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められた。

特に記すべき事項はない。